

社会福祉法人 聖隷福祉事業団 役員等報酬規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人聖隷福祉事業団（以下「当法人」という）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

第2条（報酬等の支給）

役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員（理事長、理事）については、報酬、賞与及び役員退任慰労金を支給する。
 - （2）非常勤役員等（評議員、理事、監事）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び評議員への役員退任慰労金は支給しない。
- 2 役員退任慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

第3条（常勤役員の報酬等の算定方法）

常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬の上限については、別表1に定める額
- （2）賞与の上限については、別表2に定める額
- （3）役員退任慰労金については、別表3に定める算式により算出される額
- （4）常勤役員が職務のため出張するときは、役員等旅費規則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

第4条（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表4に定める額
- （2）非常勤役員等が職務のため出張するときは、役員等旅費規則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給することができる。

第5条（報酬の額の決定）

各常勤役員（理事長、理事）の報酬は、別表1、2及び3に基づき、理事会において決定することとし、各監事の報酬は、評議員会において決定する。

第6条（報酬等の支給方法）

常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬については、毎月27日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規則に準じた日とする。
- （2）賞与については毎年7月及び12月、勤勉手当は4月とする。
- （3）役員退任慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、評議員へは当該会議に出席した都度、支給するものとし、理事、監事への支給については常勤役員と同様とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

第7条（報酬等の日割り計算）

新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から職員に適用される休日カレンダーにおける休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

第8条（端数の処理）

この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

第9条（公表）

当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第10条（補則）

この規定の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

第11条（改廃）

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（附則）この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成29年6月23日 改訂

別表 1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の上限額
理事長	月額 2,000,000円
理事	月額 1,800,000円

別表 2（常勤役員の賞与）

役職名	賞与の上限額
理事長	年額10,000,000円
理事	年額 9,000,000円

別表 3（常勤役員の役員退任慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×役位別功績倍数

※上記在任年数は1 ヶ年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。

但し、任期の始期と終期が年を跨いで同一の月にある場合、当該月は切り捨てず、合わせて一月と数える。

別表 4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

日額

評議員会への出席 20,000円（半日は1/2とする）

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 20,000円（半日は1/2とする）

（2）理事

日額

理事会等会議への出席 20,000円（半日は1/2とする）

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 20,000円（半日は1/2とする）

（3）監事

月額50万円を上限とする。